

矯正機関における就労支援

— 沖縄少年院での支援の現状と課題 —

The job assistance in a Correction institutions

— Current status and issues of Support in Okinawa Reformatory —

神山 直子

(Naoko KAMIYAMA)

キーワード：少年院、就労支援、アセスメント、基礎学力

Key Words : Reformatory, The job assistance, Assessment, Basic academic skill

1. はじめに

沖縄労働局発行「労働市場の動き平成27年7月」によると、平成27年7月の完全失業率は5.5%、前年同月比-0.5%、有効求人倍率は0.84倍となった。同月、全国では、完全失業率3.3%、有効求人倍率1.21倍である。

表1 完全失業率の状況（出典：労働力調査／総務省統計局発表、沖縄県企画部発表）

	沖縄県	全国
完全失業率	5.50% (-0.5)	3.30% (-0.1)
若年者（15～29歳）完全失業率	7.50% (-4.1)	5.70% (+0.3)

かっこ内は、全国の完全失業率のみ前月比。それ以外は前年同月比。

表2 求人倍率の状況（厚生労働省・沖縄労働局発表）

	沖縄県	全国
有効求人倍率（季節調整値）	0.84倍	1.21倍
新規求人倍率（季節調整値）	1.42倍	1.83倍

全国で、最も雇用状況が悪いといわれる沖縄県であるが、その原因としては、多くの労働力を必要とする製造業が少ないことがあげられる。そのような中で、近年は観光業を中心としたサービス業が、産業の基軸をなしている。沖縄県庁としても、「観光立県沖縄」を目指し、観光地の整備や、サービス業での人材育成にのり出し、一層の観光客誘致に取り組んでいる¹⁾。

しかし、数字にみられるように、全国と比べ低い求人倍率である。特にその中で、若年者の完全失業率は7.5%、改善したとはいえ、全国の5.7%と比べても差が埋まらない現状である。「少年院」という矯正施設に収容されている少年の求職活動は、若年者の中でもより困難な状

かみやまなおこ：目白大学短期大学部ビジネス社会学科准教授

況にある。

少年院は、法務省ホームページ²⁾によると「家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援を行う法務省管轄の施設です。」と定義づけられている。少年たちを、生活指導、職業指導、教科教育などの訓練によって社会生活に適應できるようにして社会に送り出していく施設である³⁾。しかし、社会や家庭の受け皿がないと出ていくことが難しく、ましてや、生活の安定がないと、また何らかの罪を犯し戻ってくる可能性が高くなる。そこで、少年たちの更生と、社会復帰をしっかりとしたものにするために、キャリアカウンセラーやキャリアコンサルタント⁴⁾などの専門職を配置し少年たちの求職活動を支援するようになった。

本稿では、筆者は1年という短い期間でのキャリアカウンセラーとしての支援であったが、少年院での就労支援の現状と支援の方策を考えることにより、今後の就労支援や職業教育についての課題を探りたい。

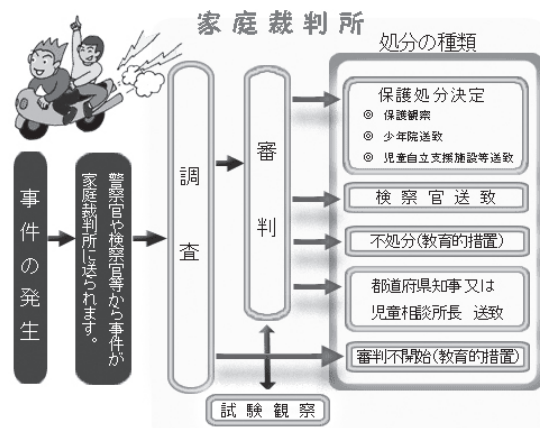
2. 少年院入院の流れ

少年法でいう「少年」とは、満20歳に満たない者⁵⁾を意味し、その中で家庭裁判所の審判に付される少年は、(1) 犯罪少年－満14歳以上で罪を犯した少年(少年法第3条第1項第1号)(2) 触法少年－満14歳未満で(1)に該当する行為を行った少年－満14未満の少年については罪を問わない(少年法第3条1項2号、(3) 虞犯少年－保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする恐れがあると認められる少年(少年法第3条第1項)に区別される⁶⁾。

少年院法第1条は、「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生および円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」と定めており、先に述べたように、家庭裁判所から送致されてきた少年たちを、『健全な育成』を目的として教育・支援をする施設である⁷⁾。

少年事件は、右記表にあるように、何らかの非行が判明した場合、家庭裁判所に送致され、審判が行われる。家庭裁判所での審判の後、保護処分や児童自立支援施設、少年院送致が決定される。(中には、凶悪な事件を起こした場合、検察庁に逆送という、大人と同じ扱いを受ける場合もある。)

表3 少年事件の処分について
(裁判所ホームページ)



少年院は、少年の年齢や心身の状況により、第1種、第2種および第3種に分けて設置されており、どの種類の少年院に送致するかは家庭裁判所において決定される。第3種を除き、男女は別々の施設に収容されている。そのほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある⁸⁾。この分類は、これまで、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院と区別されたが、本年（平成27年6月）少年院法の改正により、分類・統合された。これまでの、初等と中等を第1種、特別を第2種、医療を第3種に改めた。

少年院では先述したように、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導が行われている。そのうえで、社会復帰に向けての就労・就学指導なども行われる。沖縄少年院でも、基礎学力の向上を図るため、初等教育から前期中等教育、高校受験の受験指導も行われていた。体育の時間は、グラウンドを走って基礎体力向上に努める。職業指導として、溶接や危険物などの資格試験にも挑戦する。また、沖縄の芸能であるサンシン（蛇三線）の指導を通し沖縄の文化に触れる指導も行っていた。

今回の少年院法・少年鑑別所法の改正の中に、「社会復帰支援の実施」という項目があり、『保護観察所との連携の下、帰住先の確保・就労等の支援の実施』『出院者や保護者からの相談に応じることができる制度の導入』など社会復帰支援の強化があげられている。

少年院や刑務所での職業指導や就労支援は以前から行われているが、少年院法の改正で、より充実した支援が要求されている。

3. 沖縄県の少年非行の概況

沖縄県の非行少年の概況⁹⁾を見てみると、平成26年に検挙、補導された非行少年は、44,618人で、前年より16,455人減少した。そのうち、刑法犯は少年が1,173人、うち触法少年が307人である。特別法犯（刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車運

表4 非行少年の検挙報道件数（沖縄県警生活安全部少年課）

区 分		平成26年	平成25年	増減数	増減率	
総 数		44,618	61,073	-16,455	-26.9%	
うち女子		9,411	12,677	-3,266	-25.8%	
非 行 少 年 等	刑 法 犯	刑法犯少年総数	1,173	1,315	-142	-10.8%
		うち女子	133	156	-23	-14.7%
	犯 罪 少 年	犯罪少年	866	1,000	-134	-13.4%
		うち女子	99	119	-20	-16.8%
	触 法 少 年	触法少年	307	315	-8	-2.5%
		うち女子	34	37	-3	-8.1%
	特 別 法 犯	犯罪少年	29	33	-4	-12.1%
		うち女子	7	8	-1	-12.5%
		触法少年	1	1	0	0.0%
		うち女子	0	0	0	—
	ぐ 犯 少 年	ぐ犯少年	12	29	-17	-58.6%
		うち女子	4	17	-13	-76.5%
不 良 行 為 少 年		43,403	59,695	-16,292	-27.3%	
うち女子		9,267	12,496	-3,229	-25.8%	

転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪を言い、条例に規定する罪を含む。)も29人、うち触法少年は1人である。

刑法犯少年の検挙・補導人員は1,173人、全刑法犯に占める少年の割合は、31.6%、さらに全窃盗犯に占める少年の割合は、38.7%となっている。(図1) また、刑法犯少年のうち中学生が61%、高校生が16%を占めており、沖縄県は、全国平均と比較すると、中学生の占める割合が1.6倍となっている。(表5)

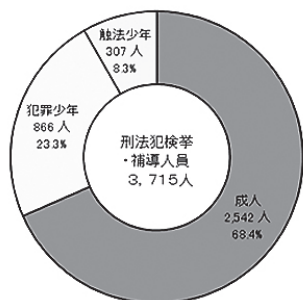


図1 全刑法犯に占める少年の割合

表5 刑法犯の6割が中学生

	総数	小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職少年	無職少年
刑法犯少年検挙・補導人員	1,173	45	713	182	6	8	101	118
凶 悪 犯	3	0	0	1	0	0	1	1
粗 暴 犯	139	0	84	10	0	1	30	14
窃 盗 犯	859	41	517	140	3	6	58	94
知 能 犯	20	0	11	3	0	0	1	5
風 俗 犯	11	0	7	2	1	0	1	0
その他刑法犯	141	4	94	26	2	1	10	4
占める割合		3.8%	60.8%	15.5%	0.5%	0.7%	8.6%	10.1%

さらに、沖縄タイムスの記事(平成27年3月24日朝刊)によると、「同年沖縄県内で検挙された犯罪少年のうち、再犯者の割合が全国1位の44.1%で、前年比7ポイント増、全国平均の34.9%を9.2ポイント上回った。過去10年間の再犯率は35～45%で推移。同年検挙された犯罪少年866人のうち再犯者382人である。」とされている。(図2)

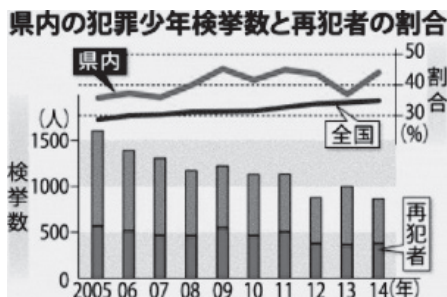


図2 県内の犯罪少年件数と再犯者の割合

昨年9月、地元2紙が報じた記事の中に、法務省九州地方更生保護委員会第3部の委員が発表した記事がある。『2013年度沖縄少年院を仮退院した46人の生育環境を調査分析した結果、65.2%が保護者からの「ネグレクト(養育放棄)」と「放任」、34.8%が「暴力・暴言」を受けていたことが明らかになった』(図3)¹⁰⁾ 生活保護レベルの貧困家庭が全国平均の2倍強に相当する60.8%を占めるなど、少年非行が家庭の放任や低所得など県内の諸条件と深く関わっている傾向が示された、としている。(図4) さらに、万引きや飲酒など、初めて非行行為をし

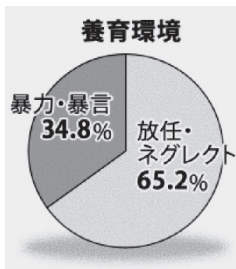


図3 養育環境

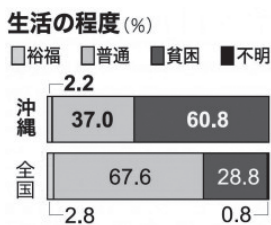


図4 生活の程度

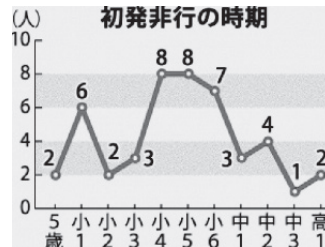


図5 初期非行の時期

た年齢が5歳から小6までの間だったのが78.3% (36人) に上るなど、低年齢化傾向が浮き彫りになった、としている。(図5) この調査から、「貧困を放置すると非行につながるものが浮き彫りになった」「退院時の少年らは進学などへ希望を持っている」とし、「進学支援と雇用の確保が更生につながる。」としている¹¹⁾。

4. 沖縄少年院での就労支援の現状

前章で記述した背景もあり、少年院でもいっそう就労支援に力を入れるようになってきた。筆者は、2014年度の1年間、就労支援スタッフという、キャリアカウンセラーとして週一日であるが少年たちの支援に関わってきた。求職活動の支援だけでなく、中学生への進路相談などで少年たちと関わることができた。

沖縄少年院での就労支援の流れを説明すると、支援希望者は法務教官を通して面接希望を出し、就労支援スタッフとの面接が行われる。(場合によって、担任の法務教官からの勧めで面接を受ける少年もいる。) 就労支援スタッフとの面接とは別に、ハローワークの職員との面談も行われる。ここでは具体的に仕事の紹介が行われる。また、保護司との面接も行われ、保護司の紹介で就業先が決まる少年もいる。ハローワークでも、「協力雇用主」という少年院退院者や刑務所の出所者を受け入れている事業主だけでなく、一般の事業主へも広げて紹介を行っている。しかしこれらの支援体制が整っているにもかかわらず、少年院出院者だということで採用されないという大きな壁があることも事実である。

通常少年たちの面談は、一日二人、午前、午後一人ずつ一対一で行われた。(彼らのスケジュールに合わせて職員が予定を入れ、出院の近い少年を優先させる事もある。) 刑務所の受刑者の場合だと、刑務官が同席することもあるが、少年院ではそのようなことはなかった。面談時間は一回、1時間半から2時間、出院の関係で1～2回で終わった少年もいれば、5～6回実施した少年もいた。関係構築やアセスメントに時間がかかることもあり、予定時間はすぐに過ぎていく。どの少年たちも話し始めるとたいへん饒舌で、素直さを感じさせる。中には、犯してきた罪から想像するにはそのギャップがあまりに大きく、戸惑いを感じさせる少年もいた。饒舌になることには原因があり、院での規則正しい生活の中では少年どうしの私語が原則禁じ

られていることもあり、誰かと話しがしたいという欲求があったと思われる。

就労支援を行った少年たちの年齢や人数は後述するが、筆者が行ってきたアセスメントについて記述しておく。

筆者が支援で関わった少年は、まだ中学校在籍中の少年から、高等学校を卒業して社会人経験のある少年まで、幅広い年齢であった。そのため、以下のことに気を付け、アセスメントを実施した。①少年の理解度に合わせたアセスメントの実施 ②少年たちが結果に縛られ、職業選択の幅を狭めない配慮 ③職業理解を深める指導の3点である。少年たちはまず、自分の周りにいる大人たちしか知らないため、世の中にどのような仕事があるかわからない。そのうえ、一度少年院に入ったから普通の仕事に就けない、という思い込みもある。ひとつひとつ、それらを崩していくことで、一步でも前に踏み出す指導を心掛けた。

筆者が実施したアセスメントは、基本以下の三つである。①VPI職業興味検査¹²⁾ ②OHBYカード¹³⁾ ③キャリアインサイト¹⁴⁾である。①のVPI職業興味検査については、160問ある職業について「興味を持った、興味がない」を解答して、興味尺度やパターンを作成していくが少年たちが「わからない、聞いたこともない。」という職業が多々あり、フォーマルな形での導入を断念した。そこで、インフォーマルな形で作成された「あなたの興味はどれ？」といった、『好きか嫌いか』で答える簡単なものに変更した。こちらも、簡単な「RIASEC」¹⁵⁾の項目がわかるようにした。RIASECとは、「職業興味の6領域」を示すもので、R-現実的興味領域、I-研究的興味領域、A-芸術的興味領域、S-社会的興味領域、E-企業の興味領域、C-慣習的興味領域を示す。どのような仕事に興味を示しているかがわかる。②のOHBYカードは、絵や写真の入ったカードを、「選択する」(実際に選ぶと思う職業、特に興味をひく職業、自分に合っていると思う職業)「選択しない」(実際には選ばないと思う職業、特に興味をひかない職業、自分に合っていないと思う職業)、「考え中」(関心のない職業、はっきりしない職業、考えている最中の職業)の三つに分け、なぜ選ばなかったか、という視点から、自分のやりたい仕事を考えていくものである。③のキャリアインサイトは、コンピュータで、「興味がある、ない」という部分をクリックしてき、自分の興味分野や職業を探していくアセスメントである。キャリアインサイトについては、18歳以上の若年者という基準があるため、高等学校卒業者や高等学校中途退学者への実施を基本とした。いずれについても、職業(仕事)の説明をしながら実施することが多く、時間を要し、アセスメント全てを実施するには至らなかった少年もいた。また、キャリアインサイト実施のためパソコンを持参していくと、目を輝かせ楽しそうに、ゲームに挑戦するかのように取り組む少年もいた。

アセスメントを実施するのは、概ね1回目の面談の後半か2回目である。それまでは少年の話聞くだけにとどめた。先述したように、少年たちは饒舌に話をしてくるが、その中から家庭環境や教育環境、能力を聞きだし、次のステップへの方向性の一つを示すことが役目だと考え面談を行ってきた。

表6は、筆者が行った就労支援の人数を表したものである。

表6 沖縄少年院就労支援状況

平成26年上半年

該当月	支援対象者総数	うち準支援対象者数	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	雇用主による	在所(在院)	釈放直後就	ハローワーク	就労支援ス
			による談話 受講人員数 (延べ)	による求人 情報の提供 回数(延べ)	による職業相 談件数 (延べ)	による職業紹 介件数 (延べ)	採用面接実施 人員数 (延べ)	中就職内定 人員数 (延べ)	職内定人員 数 (延べ)	ガイド交付 人数	タッフによる 面接等受講 人数(延べ)
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	12
3月	0	0	29	0	0	0	0	0	0	7	10
4月	1	0	0	2	2	1	0	0	1	4	5
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
6月	12	0	18	2	2	1	0	0	0	5	8
小計	13	0	47	4	4	2	0	0	1	38	55

平成26年下半年

該当月	支援対象者総数	うち準支援対象者数	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	雇用主による	在所(在院)	釈放直後就	ハローワーク	就労支援ス
			による談話 受講人員数 (延べ)	による求人 情報の提供 回数(延べ)	による職業相 談件数 (延べ)	による職業紹 介件数 (延べ)	採用面接実施 人員数 (延べ)	中就職内定 人員数 (延べ)	職内定人員 数 (延べ)	ガイド交付 人数	タッフによる 面接等受講 人数(延べ)
7月	0	0	0	3	3	0	1	1	0	5	8
8月	0	0	0	3	3	1	1	1	0	3	8
9月	2	0	0	4	4	0	0	0	0	8	10
10月	0	0	25	5	5	1	1	1	0	4	10
11月	2	0	0	1	1	0	0	0	1	9	10
12月	1	0	21	1	1	0	0	0	0	7	10
小計	5	0	46	17	17	2	3	3	1	36	56

平成27年上半年

該当月	支援対象者総数	うち準支援対象者数	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク	雇用主による	受刑者等	在所(在院)	うち、受刑者	ハローワーク	就労支援ス
			による談話 受講人員数 (延べ)	による求人 情報の提供 回数(延べ)	による職業相 談件数 (延べ)	による職業紹 介件数 (延べ)	採用面接 実施人員数 (延べ)	採用面接 実施人員数 (延べ)	専用求人 受理件数	中就職内定 人員数 (延べ)	等専用求人 を活用した内 定者数(延べ)	ガイド交付 人数
1月	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	10
2月	0	0	17	1	1	1	1	0	1	0	0	6
3月	0	0	8	3	3	0	0	0	0	0	8	11
4月	3	0	0	6	6	1	1	0	1	0	0	10
5月	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12	8
6月	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	14
小計	7	0	37	16	16	2	2	0	2	0	20	59

図6は、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）点検・評価シート：項目：非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等⑤非行少年に対する就労支援等」という厚生労働省が出した資料である。大綱策定（平成22年7月）から、現在（平成24年）までの取り組みとして、「少年院、少年刑務所、保護観察所等とハローワークが連携して、出所・出院予定者や保護観察に付された少年等を対象とした刑務所出所者等就労支援事業を推進した。」とし、進捗に係る自己評価として「支援対象者数、就職件数ともに着実に増加し、出所・出院予定者や保護観察に付された少年に対する就労支援の効果が認められる。」としている。認識している課題として、「一部の少年院、少年刑務所、保護観察所等の法務省の機関とハローワークとの連携に関して、改善の余地がある。」今後の方向性として、「法務省をはじめとした関係機関と緊密に連携して、就労支援のより柔軟かつ積極的な活用の方策を検討する。」としている。

表6の沖縄少年院の取り組みは（図6）全国の取り組みの中の一部に過ぎないが、先述されている課題はあるものの、確実に効果が認められている。

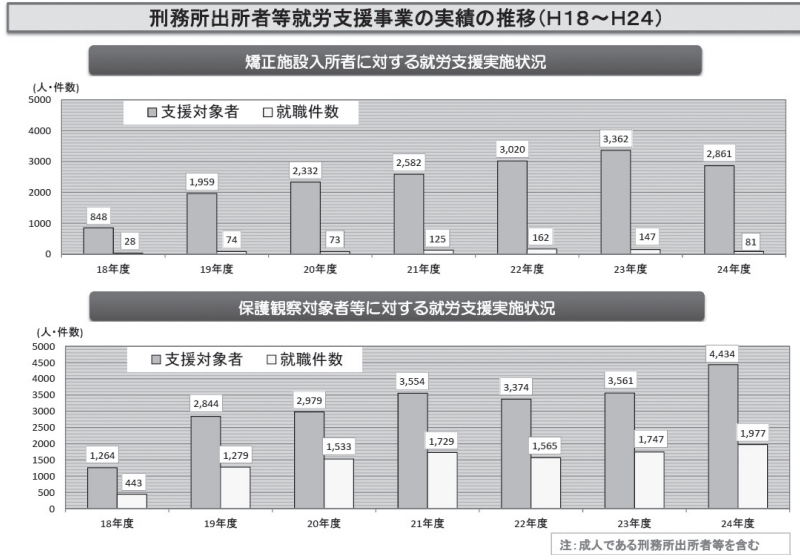


図6 刑務所出所者等就労支援事業実績の推移（厚生労働省）

5. 事例

筆者が支援に関わった1年間（平成26年4月から平成27年3月）で、延べ104人の少年と面接を行った。先述したように、1回で終わった少年もいれば4回5回と実施した少年もいる。（表6）本人の希望で実施することも多く、出院が迫り就職への不安を訴えてくる少年もいた。就労支援スタッフとの面接と並行してハローワークの職員による職業紹介、雇用主による採用面接も実施された。この結果、在院中に内定を決め、出院後就職していくという少年も出ている。以下、事例を紹介する。

事例1

A男：17歳 小学生の頃から万引きの経験がある。中学卒業後、とび職を3か月ほど経験。その後水道工事の仕事をひと月経験。その後、バイクやゲーム機からの窃盗で逮捕され短期入院。その際共犯者がいたが、少年は「自分だけつかまってしまった。」と、感じていた。出院後、しばらく家事をしていたが、数か月後、バイクの窃盗などの罪で再逮捕。再入院となった。

家庭環境：両親が離婚、少年は長男、3人の兄弟がいる。その後、母親は再婚、継父との間に2人の兄弟が生まれる。離れて住んでいる実父のところに行きたいが、住居が狭いうえ、別の女性と住んでいるので難しい。母方祖父の家に家族と住んでいるが、給料（15万円程）の大半を母親に渡していたため、自由になるお金が少なく不満があった。そのような中では、仕事をしていても充実感がないと感じていた。また、母方祖父が厳しい人で、少年の再入にあたり「出院しても家にいれない。」という姿勢である。

就労支援：身体を動かすことは好きなので、住み込みで建設業の仕事をしたいという当初か

らの希望であった。入院中に、危険物や小型建設機械等の資格取得を目指していた。適性検査は、インフォーマルな興味検査で、社会的領域と現実的興味領域に興味を示した。(いわゆる、技術職で高い数値を示した。)履歴書と職務経歴書の作成を行い、ハローワーク職員との面談に備えたが、少年の「地域に戻りたくない。」「一人暮らしがしたい。」という希望が強く、保護観察官の勧めもあり、一時的に更生保護施設への入居の後、就労場所近くでのアパートを探すことになった。最終的には、協力雇用主である建設業(左官)への就職も決まり、アパートの身元引受人にもなってもらえるということもあり明るい表情が見えた。

A男の場合、帰る家がないということが就労への意識を高めたこと、保護観察官や協力雇用主の協力が実を結んだ結果だと思われる。

事例2

B男:17歳 中学生のころから不登校気味で、地域の素行の悪い先輩たちと過ごすことが多かった。両親は、悪い仲間から引き離すため、父親は異動願いを出し、家族ともども転居をした。しかし、高校受験に失敗し地元に戻るや否や、また昔の仲間と遊ぶようになった。傷害の容疑で逮捕され、入院となった。

家庭環境:両親と妹との4人家族。経済的にも恵まれた家庭である。地域的に上下関係が強い地域で、先輩後輩のつながりの中で非行の渦に巻き込まれ、抜け出せない状況になった。肩から腕には入れ墨があり、指にもいくつか墨が入っていた。

就労支援:最初の面接のときから「世間体のよい仕事をしたい。」と宣言。入院前に、半年ほど建設業(コンクリート流し込み作業)で働いたが、ボーナスももらえそうもなく、いつまでもできる仕事ではないと考えた。興味検査では、企業的領域と慣習的領域(経営者、一般事務などの内勤の仕事)に興味を示した。少年にとって「世間体のよい仕事」とは何かを考えさせながら、寮に備えられている『13歳のハローワーク』などから調べてくるよう指示。最終的には、ホテルに勤めたい意向が出てきた。将来設計、今後どうしたいかを考えさせると、「早く家庭が持ちたいからしっかりと働きたい。そのためにも高校卒業資格は取得したい。」という希望も出てきた。両親と相談し、アルバイトをしながら通信制の高校に通うことになった。当初は、出院後すぐに働きたいとハローワーク担当者との面談も希望していたが、出院後落ちついてから活動をすることになった。就職活動にかなりの不安を持っており、ハローワークの手続きの仕方や社会保障についても熱心に聞いてきた。

B男については、サービス業に就職したいという希望があり、遊びで入れたタトゥーをどうするか悩み、少しづつ消して希望する仕事につきたいと進学を決めた。

事例3

C男:18歳。窃盗、窃盗未遂等で短期入院。中学校卒業後、親戚をたより関東の定時制高校に入学、昼間は派遣社員として弁当屋や鉄筋工として就労。窃盗で逮捕され高校中退。その後、県内で内装工として従事するが、2か月後再逮捕、入院。

家庭環境:母と少年のひとり親家庭。母親は夜仕事で家を留守にするため、小さいころから

一人でテレビを見たり、ゲームをして過ごすことが多かった。祖母と一緒に住んでいたこともあったが、小学校高学年に引っ越し、以来一人で留守番をしていた。

就労支援：初めて面談をした際は、前髪で顔を隠し自信のない受け答えであった。目を合わせることもせず、返事だけ、または単語で話をする状態で、自信がなく人見知りをする状態であった。ゲームが好きだということで、アセスメントは「キャリアインサイト」を実施した。興味価値は現実的興味領域、社会的興味領域、企業的興味領域（技術職、人と関わる仕事、経営者・起業）で高い結果が出た。少年は、母親の「できれば高校は卒業していたほうがよい。」という言葉のとおり、定時制高校は卒業したいという意志が強い。出院後、落ち着いてから高校受験をする予定である。履歴書や職務経歴書作成の段階で、正式な高等学校名の確認や文字を丁寧に書く指導など時間がかかったが、鉄筋工として面接を受けることになった。その後、意欲的に面接練習を受けるなど前向きに取り組み、見事内定した。支援後半、少年は「仕事は覚悟している。不安より早く就職して学校に行きたい。」「悪いことを二度としない。周りに迷惑をかけず、母親を支えたい。」という気持ちも表せるようになっていた。

C男については、一度就労していたことと、短期入院で社会との隔絶期間が短く就労への不安が少なかったこと、ハローワーク担当者の協力雇用主への強力な働きかけが就労に結びついた要因だと考える。

少年たちの支援はすべてうまくいくわけではない。ハローワークの紹介で内定し、出院後出社の予定だったが、突然辞めた少年もいた。入院期間が長いと、出院が近づくにつれ、社会が自分を受け入れてくれるか不安で落ち着かない少年も出てくる。職業訓練校に通い、技術を活かして就職したいと受験した少年もいた。また、中学在学中の少年たちには、就労支援より仕事について考える、「世の中にはどんな仕事があるのだろう。」「自分にはどんなことができそうか。」「何をしたいか、そのためにはどのような資格、勉強が必要か。」など職員とは違う立場で話をするのが多かった。

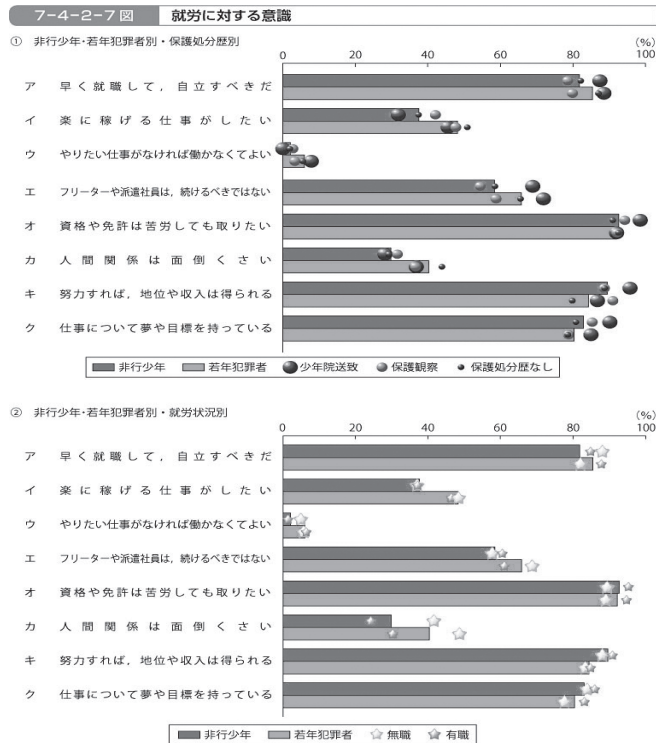
筆者が少年院での支援をするようになってすぐの頃である。一人の少年と面接をした。彼は出院が近く、履歴書と職務経歴書を作成したいという。聞くところによると、ハローワーク担当者の紹介で協力雇用主との面接をするという。鉄筋工として働いていた経験もあり、今回もその分野での希望であった。履歴書と職務経歴書を書かせてみたが、きれいな文字できちんと書いており、大学生の水準以上の出来であった。話をしてみると、自分の罪と向き合い将来を考えていることも分かった。少年は出院後、その協力雇用主の事業所で鉄筋工として働き、これまでの経験もあったことから責任者の立場になっている、という情報が、元気で働いている写真とともにハローワーク担当職員から届けられた。この知らせは、就労担当の法務教官とともに、その後の就労支援の支えとなった。

6. 課題

犯罪白書（平成23年版第7編第4章第2節）に、非行少年や若年犯罪者に学校卒業後の就

職や自立についての意識調査が掲載されている。調査対象者は下記のとおりである。

- (1) 非行少年調査：平成23年中3月中に全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年899人のうち、調査協力に同意した730人（回収率81%、回答者平均年齢16.7歳）
- (2) 若年犯罪者調査：同月中全国の刑事施設において刑執行時の処遇調査を終了し、又は刑執行開始時の指導に編入された年齢30歳未満の受刑者439人のうち、調査協力に同意した者372人（回収率85%、平均年齢24.7歳）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。

図7 就労に関する意識

非行少年では、約8割を超える者が「早く就職して自立すべきだ」（81.8%）と回答している。「仕事について夢や目標を持っている」（83.1%）「努力すれば地位や収入は得られる」（89.6%）「資格や免許は苦勞しても取りたい」（92.7%）にも高い割合で肯定的な反応が見られ、総じて非行少年で、就労を通じた社会的自立については前向きな意欲を持つ人が多い、としている。ただし、「楽に稼げる仕事をしたい」（37.6%）という志向を示す者もいる。若年犯罪者では、全般的に非行少年と同様に就労に前向きな姿勢が見られ、不安定な雇用を脱却する態度（「フリーターや派遣社員は続けるべきではない」（65.8%））を持つ者の割合が非行少年（58.4%）より高いが、一方で「楽に稼げる仕事をしたい」（48.2%）、「職場の人間関係は面倒くさい」（40.3%）に肯定的な回答をした者の割合が非行少年より高く、仕事に対する意欲や

対人関係に問題を抱える者も少なくない、としている。

沖縄少年院に入院する少年たちの特徴は、先述した少年非行の概況でも述べたが、ここでは就労支援の立場から少年たちの特徴、問題点を考えてみる。①基礎学力の不足—小学校または中学校から、教室にいても勉強についていけず授業中寝ている、また非行グループに入り学校を休むなどの悪循環で学校から遠ざかり学力がついていない。②興味本位で腕や背中に入れ墨（タトゥー）を入れ、仕事選択の幅を狭めている。③職業選択の幅が狭い。④職業訓練機関への誘導、である。①の基礎学力向上について考えてみる。沖縄県内のいくつかの市町村で、生活保護世帯やひとり親世帯を対に無料の学習塾が開講されている。高校受験を目指すなど、基礎学力不足の少年たちに保護者を通してこれらの塾を紹介することもあった。特に、沖縄県の策定する「21世紀ビジョン実践計画（前期；平成24年度～平成28年度）」¹⁶⁾では、「子ども・若者の支援に向けた環境づくり」「要保護児童やひとり親家庭等への支援」を施策としてあげ、対策にのりだしていることで、少年たちの環境も変化が見られる。②の入れ墨については、統計的な裏付けはないが現在の日本では就労上難しい問題がある。少年たちはファッション感覚で入れるため意識を変えるしかないが、将来の選択を狭めてほしくないと願うばかりである。③について、少年たちは、なりたい職業にとび職や工作機械のオペレータなどを挙げる少年が多い。技術を身に付けて社会に出ていくという職業訓練の成果であるが、中には技術系の作業が苦手な少年もいる。サービス系の仕事の開拓や紹介も必要で、そのためには、世の中にはどのような仕事があるかを具体的に知ってもらう必要がある。少年たちは、中等学校での不登校や高等学校中退が多いため、職場体験や基本のキャリア教育を受けていないことが多く、仕事の知識が少ない。少年院の中でもハローワーク職員による仕事紹介等の機会や、外部講師を招き職業観を育てる授業が行われているが、通常はそれぞれの寮やそこでの法務教官の指導によるところが大きい。専門的な職員を常駐することで早い時期からのキャリア教育、就労支援が行えると考える。（法務教官の中にも、近年キャリアカウンセラー資格取得に取り組むなど、指導に役立っている方も出ていと聞く。）④について、出院後の職業訓練を希望する少年もいる。在院中、職業訓練指導がされているが、在院期間が短いと訓練が受けられない、年齢制限があり希望する職業訓練が受講できない場合もある。国や県の公共職業訓練機関と連携し情報提供することで、訓練を受講しやすくするなどの可能性が広がると考える。国の職業訓練機関であるポリテクセンター¹⁷⁾や県立の職業訓練校の受験に臨んだ少年もいた。

先述の犯罪白書の中でも、仕事・就労の確保及び維持のための指導・支援の重要性について記述されている。「少年・若者にとって、就労の確保や継続は、生活の基盤を固めることにつながるだけでなく、職場の人間関係や仕事を通じて社会性を身に付けるためにも重要であり、再非行や再犯を抑止する要因となる。非行少年や若年犯罪者には、学歴や就労資格・技能等の面で社会復帰に安定した就労先を確保するのは容易でないことが伺われる。一方で、正業を確保し自立したい、そのために資格や技能を習得したいという健全な考えの者も多数いる。高等学校卒業程度認定試験や雇用情勢にあった資格取得に取り組ませるなど、少年院等における教

科教育指導、職業指導の充実強化や、保護観察終了時には安定的な就労先が確保・維持できている状態にすることが、かれらの再犯を防ぎ、その立ち直りを促進する上で有効な対策であるといえる。社会的な自立の過程にあつて就労の安定性を欠く非行少年や若年犯罪者に対しては、就労先の確保だけでなく、その後も就労を継続させていくことが重要であり、職業技能の向上や雇用先の確保等の支援とともに、就労の基盤となる健全な職業観を養うための教育や対人関係能力・忍耐力等の社会的能力の育成を図る指導を強化し、併せて就労継続に向けたフォローアップのための働きかけ等を充実していくことが望まれる。」としている。(平成23年版犯罪白書第7編第6章第2節2)

7. おわりに

少年院の生活は、少年たちが自分を見つめ直すために与えられた場所と時間である。自分がやったことの結果として受け止めるべきことであるが、中学生で身体も小さくまだ精神的にも成長段階の少年や、再入の少年が来ると職員はやり切れない思いを抱くようである。少年の中には、身体的な障がいやメンタル面での不安を抱えて入院してくる者もいる。就労支援という立場ではそれらも考慮して支援を行わないといけな。その際、出院前から、地域のソーシャルワーカーや社会福祉事務所、もちろんハローワークとの連携で就労につながると考える。

「若者が未来社会をつくるために 若者政策提案書」(2015.2月)では、2010年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく政策提案を行っている。若者が生きていく生活基盤づくり(2章10P生活支援)の中で、「若者が自立していけるよう、教育、医療、生活などの面で支援をすることで、若者が働き、社会に参加し、生活基盤を築けるよう保証することが必要不可欠である。」と述べ、生活困窮・社会的養護下にあった若者への生活支援、福祉と就労の一体化、家族支援との一体化などをあげている。また、「生きていく力」をつける：学校教育の改革(第2章6P学び)として、実社会と向き合うための教育、生きていく力を提供するための教育が必要であると述べ、やり直しができる柔軟な教育システムや学校と職場を媒介する新しい教育の仕組みを作ることが、とくに不利な条件を持った若者には必要だと論じており、いつでもどこでも学び(直し)ができる多様な機会を広げることや、就業に役立つ技能や資格取得のための学びの場を用意する必要がある、としている。

沖縄県でも、先述の非行の現状や調査でもわかるように、家庭の貧困やネグレクトが非行につながっているという現状がある。少年たちの生い立ちや環境を、少年だけの問題としてとらえることなく、社会の問題としてとらえることが必要である。社会の変化とともに少年たちの意識や犯罪も変わってきている。上記の提案・施策が今後、より広がりを見せ、就労支援の場でも充実した支援が行えるようになることを期待したいと思う。

【注】

- 1) 沖縄県21世紀ビジョン実施計画（平成26年4月～平成31年3月）171項
- 2) 法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/index.html>
- 3) 少年法第24条、25条、26条、44条
- 4) キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタントとは、キャリアカウンセリング（人が職業生活を営む上で起こる様々な問題についてのカウンセリング）を行う人のことを指す。国家資格や民間の標準レベルキャリア・コンサルタント資格を有した専門職。
- 5) 少年院法第2条1項
- 6) 少年院法第3条
- 7) 少年の保護に関する手続き等（少年法第8条、少年法17条3項・4項、少年法24条1項1号、2号、3号）
- 8) 少年院法第4条
- 9) 平成26年少年犯罪の概況 沖縄県警生活安全部少年 www.police.pref.okinawa.jo/docs/2015062200037
- 10) 沖縄タイムス平成26年9月4日記事 法務省九州地方更生保護委員会第3部発表 www.okinawatimes.co.jp/article.php?iol-108456
- 11) 琉球新報平成26年9月3日記事 法務省九州地方更生保護委員会第3部発表 ryukyushipo.jp/news/storyid-231058-storytopic-1.html
- 12) VPI職業興味検査 ホランダの開発したアセスメントツールの日本版 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
- 13) OHBYカード 職業カードソート技法を行うために開発されたカード式職業情報ツール 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
- 14) キャリアインサイト 利用者自身がコンピュータを使いながら、職業選択に役立つ職業情報の検索をする 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
- 15) RIASEC VPI職業興味検査等の基準となるホランダの提唱した6つの職業興味の分け方
- 16) 沖縄県21世紀ビジョン実施計画（平成26年4月～平成31年3月）
- 17) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

【参考文献】

- ・鮎川 潤（2014）：少年非行 社会はどう処遇しているか 放送大学業書
- ・岡田 幸雄+廣田 邦義+安西 敦編著（2011）再非行少年を見捨てるな 試験観察からの再生を目指して 現代人文社
- ・澤登 俊雄（2015）：少年法入門第6版 有斐閣ブックス
- ・独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2003）：フリーター・若年無業者からの脱出 キャリア形成と支援の在り方
- ・廣井 亮一編（2015）：家裁調査官が見た現代の非行と家族 司法臨床の現場から 創元社
- ・法務省矯正局編（2014）：新しい少年院法と少年鑑別所法 公益財団法人矯正協会
- ・法務省 厚生労働省「非行少年に対する就労支援等」に係る関係府庁提出資料（資料1-8）
- ・法務省 犯罪白書（平成23年版）
- ・若者政策提案・検討委員会 認定NPO法人ビッグイシュー基金：若者が未来社会をつくるために若者政策提案書（2015年2月）